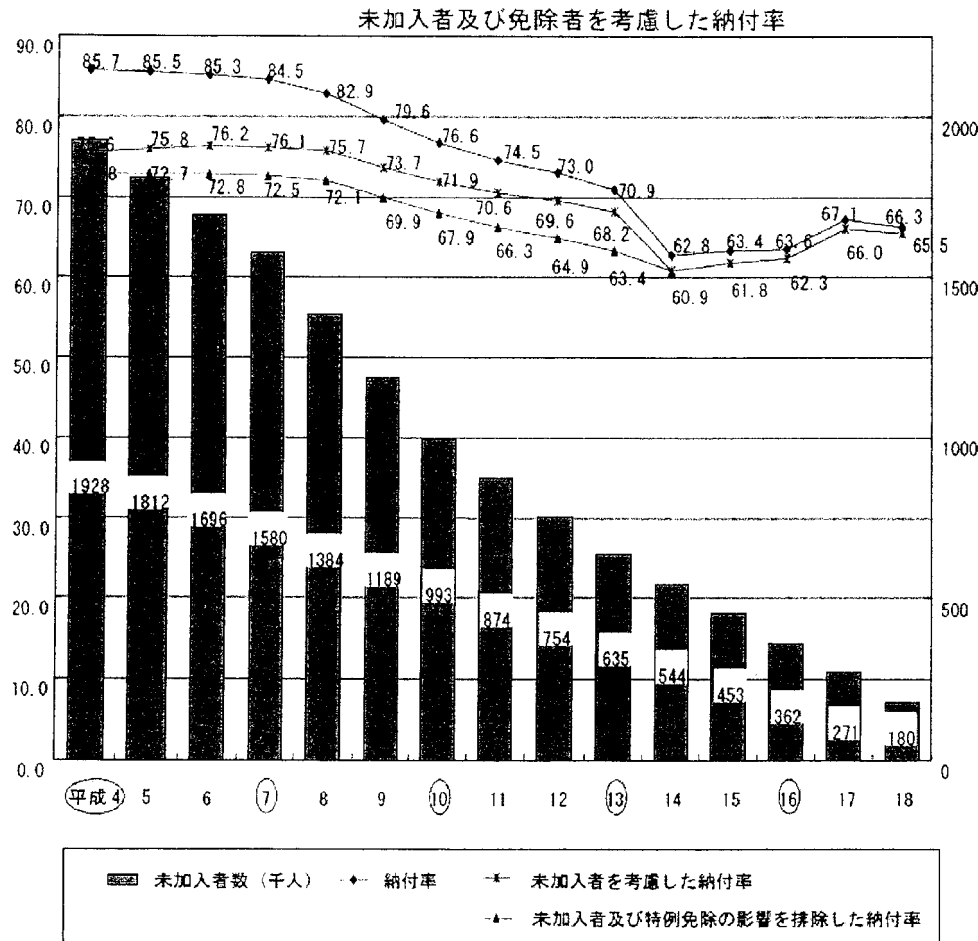


# 《参考資料》

## 国民年金保険料の納付状況等の推移及びその分析



(注)平成4、7、10、13及び16年度の未加入者数は公的年金加入状況等調査による。  
他の年度における未加入者数は、これらの年度から単純に線型推分したもの。

① 平成9年度以降、全ての市町村において20歳到達者で加入手続きを行わない者に対する職権適用(国民年金手帳の送付)が行われた結果、未加入者(注)数が大幅に減少

(注)「未加入者」とは、国民年金の第1号被保険者に該当するが、加入手続きを行っていないため、第1号被保険者として把握されていない者

② 平成13年度以前(地方分権前)には、現在の免除基準には該当しない者であっても、特例で免除が認められていた(特例免除)

(例)免除基準上非免除となるが所得が低いと考えられる者

○ ①未加入者の影響、②特例免除の影響を排除して納付率を算出することにより、市町村が保険料を徴収していた時代の納付率を現在と同じ条件で比較することが出来る(いわば実力ベースの納付率)。

(注)未加入者及び特例免除を分母に加えることにより、納付率の比較を行う。

○ 平成9年度の納付率(79.6%)について、「実力ベース」での納付率を計算すると、次のとおり

●未加入者の影響を排除 → **73.7%**

●未加入者及び特例免除の影響を排除 → **69.9%**

【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」(社会保険庁)

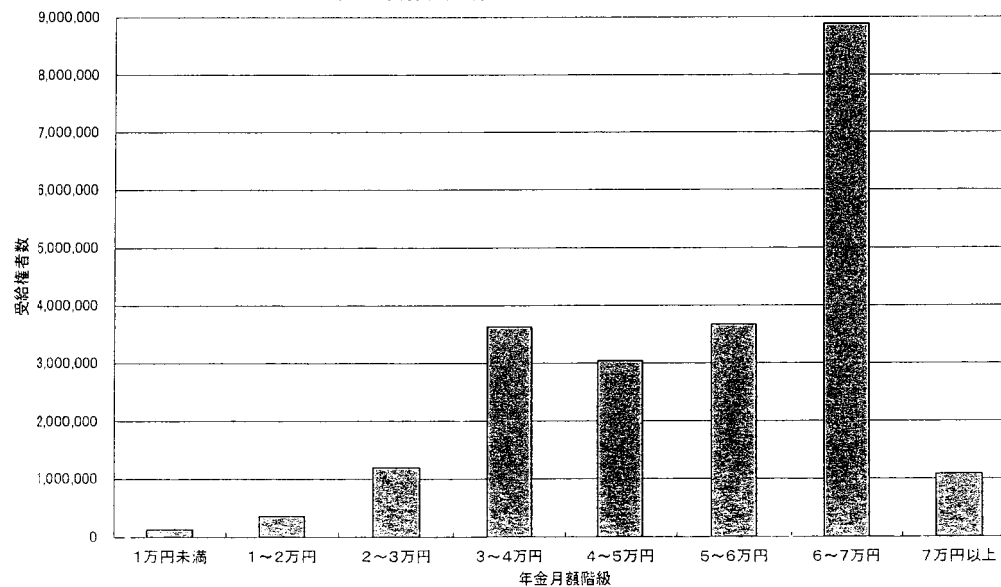
# 老齡基礎年金の年金月額分布

○ 老齡基礎年金等(老齡基礎年金+旧国民年金老齡年金)の受給権者(18年度末で約2,200万人)の年金月額分布をみると、月額6万円台が最も多く、次いで月額5万円台及び3万円台が多くなっている。

	総 数				基礎のみ・旧国年(再掲)			
	合 計	(割合)	男 子	女 子	合 計	(割合)	男 子	女 子
合 計	22,007,125	100.0%	9,410,123	12,597,002	9,017,684	100.0%	2,256,458	6,761,226
万円以上 万円未満								
～ 12	131,097	0.6%	33,936	97,161	58,121	0.6%	1,657	56,464
12 ～ 24	357,682	1.6%	120,345	237,337	163,109	1.8%	14,565	148,544
24 ～ 36	1,197,906	5.4%	224,884	973,022	807,681	9.0%	104,498	703,183
36 ～ 48	3,635,285	16.5%	760,663	2,874,622	2,571,158	28.5%	507,373	2,063,785
48 ～ 60	3,039,657	13.8%	812,579	2,227,078	1,527,467	16.9%	359,695	1,167,772
60 ～ 72	3,673,089	16.7%	1,330,144	2,342,945	1,377,402	15.3%	325,379	1,052,023
72 ～ 84	8,887,160	40.4%	5,797,531	3,089,629	2,007,366	22.3%	801,937	1,205,429
84 ～	1,085,249	4.9%	330,041	755,208	505,380	5.6%	141,354	364,026
平 均 (円)	638,427		701,885	591,023	571,690		630,388	552,101

注 基礎のみ・旧国年(再掲)とは、新法厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金を除く)の受給権者をいう。

年金月額階級別基礎年金等受給権者数

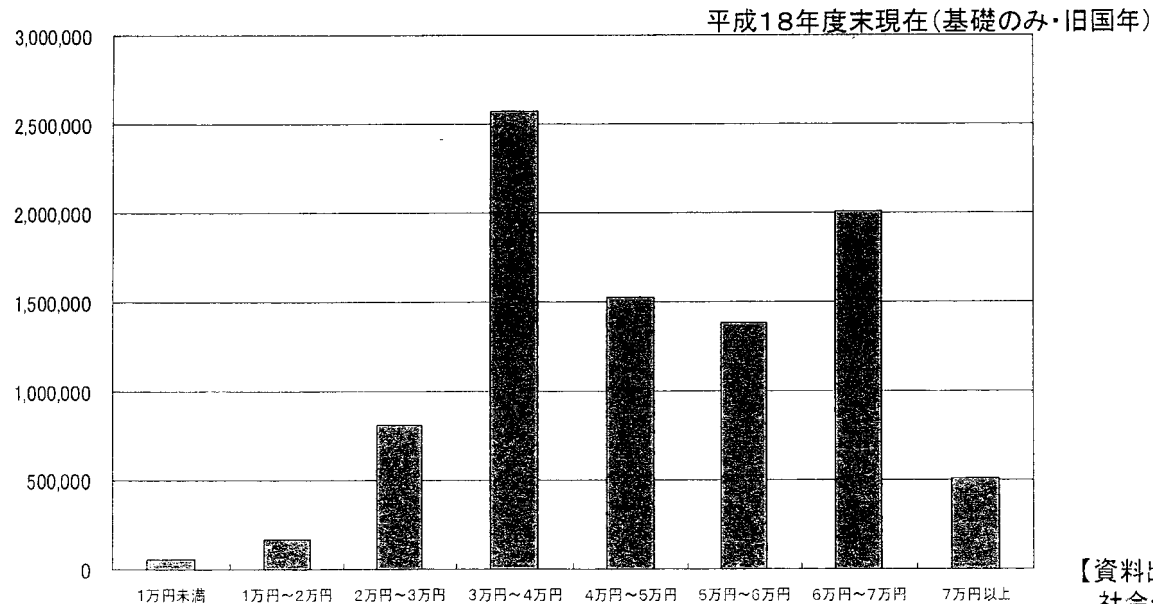


【資料出所】  
社会保険事業の概況(平成18年度)

○ これを基礎のみ・旧国年で見ただけの場合には、3～4万円が最も多く、次いで6～7万円が多くなっている。

	総 数				基礎のみ・旧国年(再掲)			
	合 計	(割合)	男 子	女 子	合 計	(割合)	男 子	女 子
合 計	22,007,125	100.0%	9,410,123	12,597,002	9,017,684	100.0%	2,256,458	6,761,226
万円以上 万円未満								
～ 12	131,097	0.6%	33,936	97,161	58,121	0.6%	1,657	56,464
12 ～ 24	357,682	1.6%	120,345	237,337	163,109	1.8%	14,565	148,544
24 ～ 36	1,197,906	5.4%	224,884	973,022	807,681	9.0%	104,498	703,183
36 ～ 48	3,635,285	16.5%	760,663	2,874,622	2,571,158	28.5%	507,373	2,063,785
48 ～ 60	3,039,657	13.8%	812,579	2,227,078	1,527,467	16.9%	359,695	1,167,772
60 ～ 72	3,673,089	16.7%	1,330,144	2,342,945	1,377,402	15.3%	325,379	1,052,023
72 ～ 84	8,887,160	40.4%	5,797,531	3,089,629	2,007,366	22.3%	801,937	1,205,429
84 ～	1,085,249	4.9%	330,041	755,208	505,380	5.6%	141,354	364,026
平 均 (円)	638,427		701,885	591,023	571,690		630,388	552,101

注 基礎のみ・旧国年(再掲)とは、新法厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金を除く)の受給権者をいう。



【資料出所】  
社会保険事業の概況(平成18年度)

## 無年金者数(推計)

- 一般的な年金受給年齢である65歳以上の者のうち、今後保険料を納付しても年金を受給できない者は、現時点において最大で、42万人と推計。

	今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者	(現時点において25年に満たない者)
60歳未満	45万人	—
60歳～64歳	31万人	(65万人)
65歳以上	42万人	(45万人)

(注1) 上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

(注2) 合算対象期間は含まれていない。

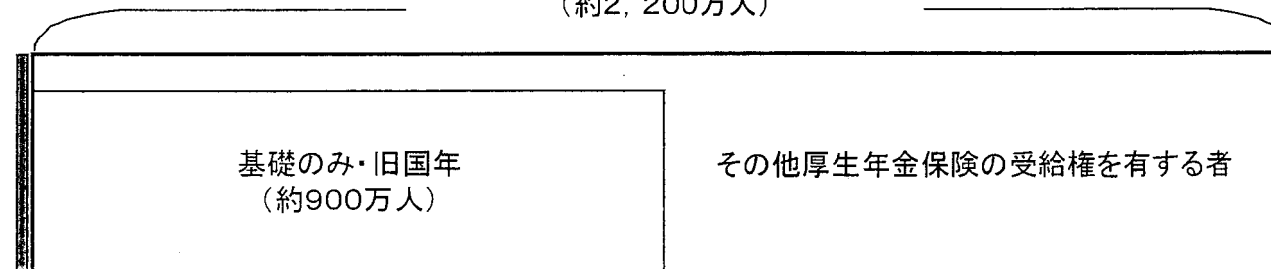
(注3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4) 被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5) 共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

【資料出所】  
社会保険庁公表資料  
(平成19年12月12日)

老齢基礎年金等の受給権者  
(約2,200万人)



↑ 無年金者(65歳以上) 42万人

## 満額でない基礎年金等の受給権者・無年金者が生じる要因として考えられる理由

### ○ 年金の額の算定の基礎となる保険料納付済期間が満額受給の期間に満たないこと。

#### ・ 昭和61年3月以前に被用者の配偶者であった者で、国民年金に任意加入しなかった者

⇒ この場合、昭和61年3月以前の期間は、合算対象期間(いわゆる「カラ期間」)となるので、年金額の計算には反映されない。これは、昭和61年4月の基礎年金制度導入前は、被用者本人に配偶者加給を支給することで世帯としての年金保障を行うこととしていたためであり、現行制度においても配偶者加給に代わるものとして、生年月日に応じた振替加算が行われている。

#### ・ 被保険者期間に免除期間を有する者

⇒ この場合、免除期間は保険料を納付した月数に対して、4分の1免除された期間は6分の5、半額免除された期間は3分の2、4分の3免除された期間は2分の1、全額免除された期間は3分の1で年金額が計算されることになる。

#### ・ 未納・未加入の状態であった期間を有する者

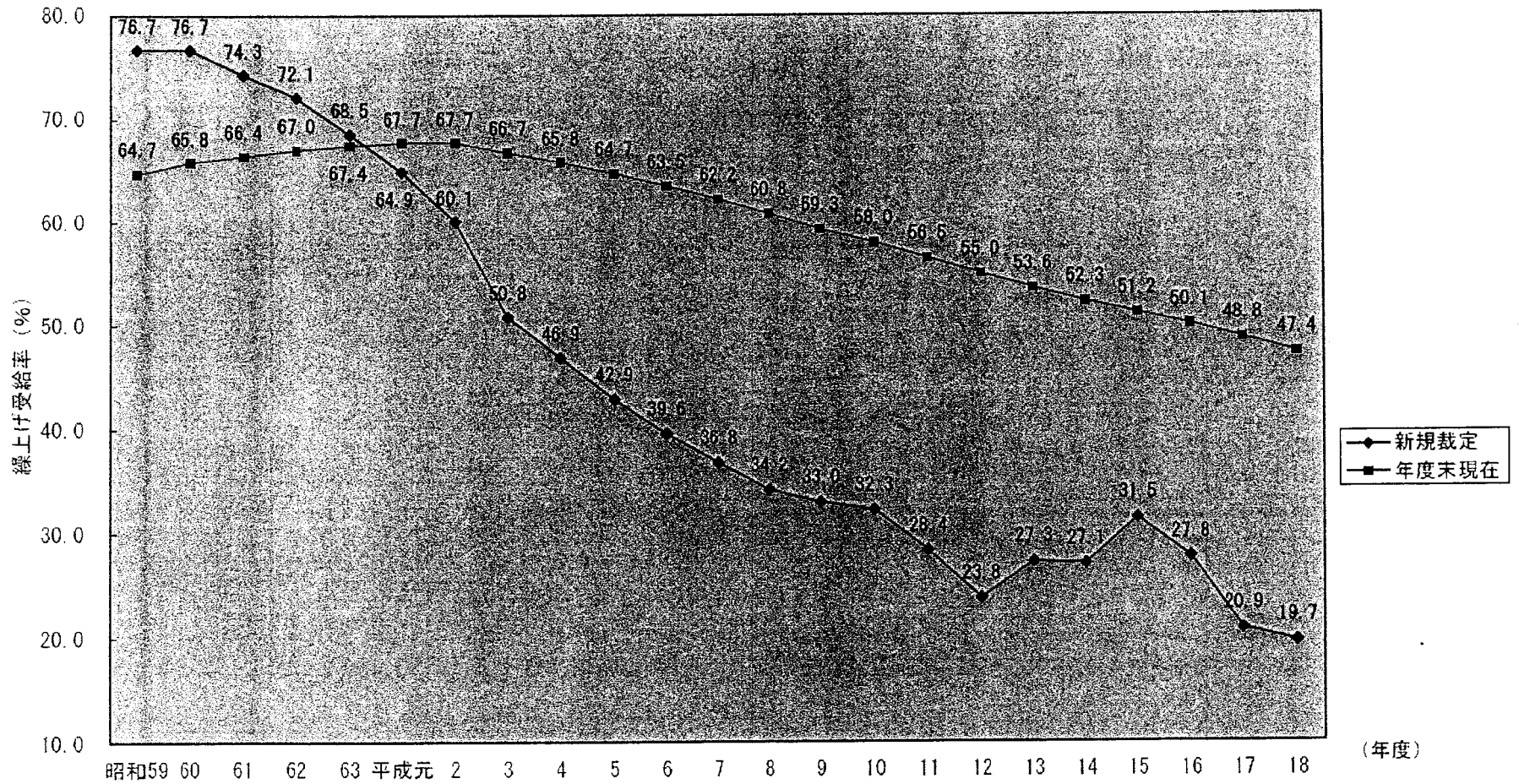
⇒ この場合、未納・未加入の状態であった者は満額の納付月数(原則40年)に満たなくなったり、受給資格期間(原則25年)に満たずに無年金状態になったりする。

### ○ 65歳前から老齢基礎年金等の繰上げ受給を行っているために、減額された老齢基礎年金等を受給していること。

・ 60歳から受給した場合の繰上げ減額率は、昭和16年4月1日以前生まれの者は42%、同月2日以後生まれの者は30%となっている。

・ 老齢基礎年金等の国民年金の繰上げ受給の選択率は、平成18年度においては、全体で約50%、新規裁定で約20%。なお、かつては新規裁定で8割近く繰上げ受給が選択されていたこともあった。

# 国民年金 繰上げ受給率の推移

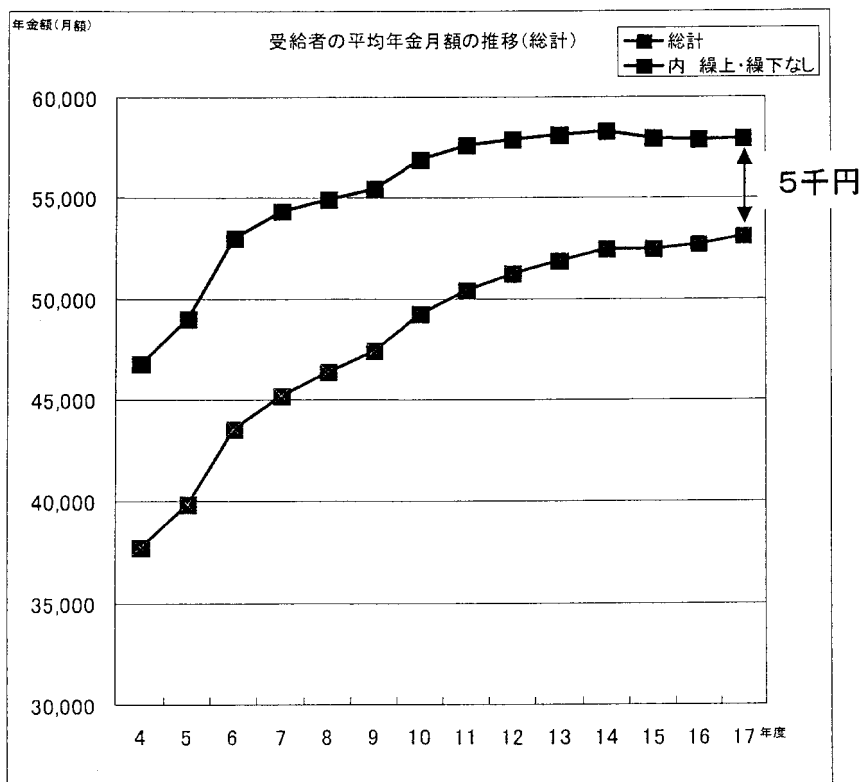


【資料出所】  
 社会保険事業の概況  
 (社会保険庁)

# 繰上げ受給等を行っている場合とそうでない場合との平均年金額の比較

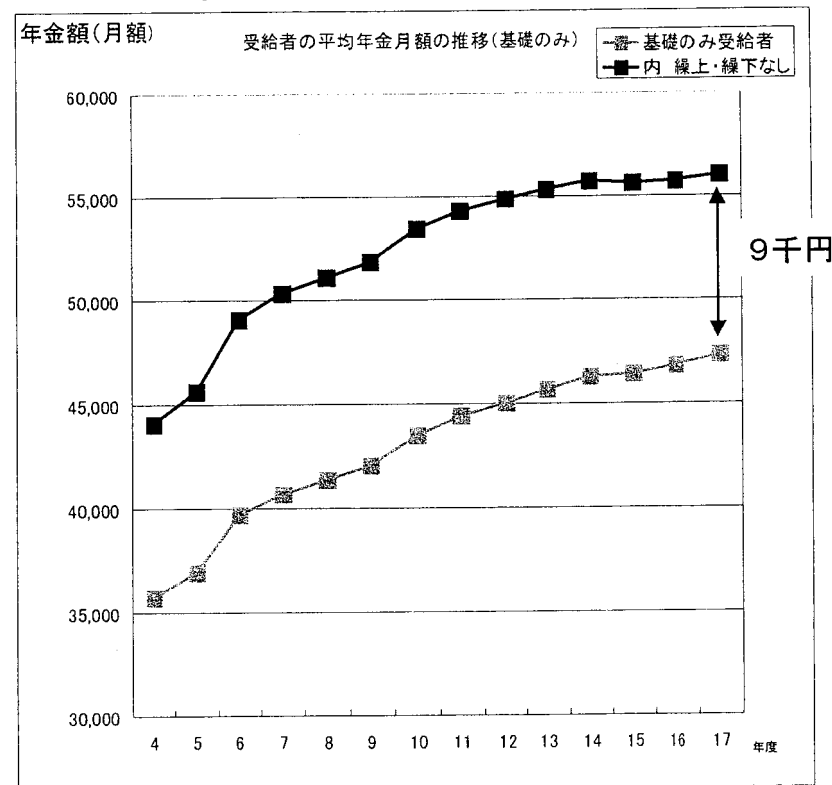
- 老齢基礎年金等の受給者の平均年金額は約5万3千円、繰上げ受給等を行っていない者のみでは約5万8千円となっており、約5千円の差が生じている。(①)
- 基礎年金のみの受給者をみると、平均年金額は約4万7千円、繰上げ受給等を行っていない者のみでは約5万6千円となっており、約9千円の差が生じている。(②)

《①老齢基礎年金等\*1の受給者》



\* 1 老齢基礎年金+旧国民年金老齢年金(5年年金を除く。)

《②基礎年金のみ\*2の受給者》

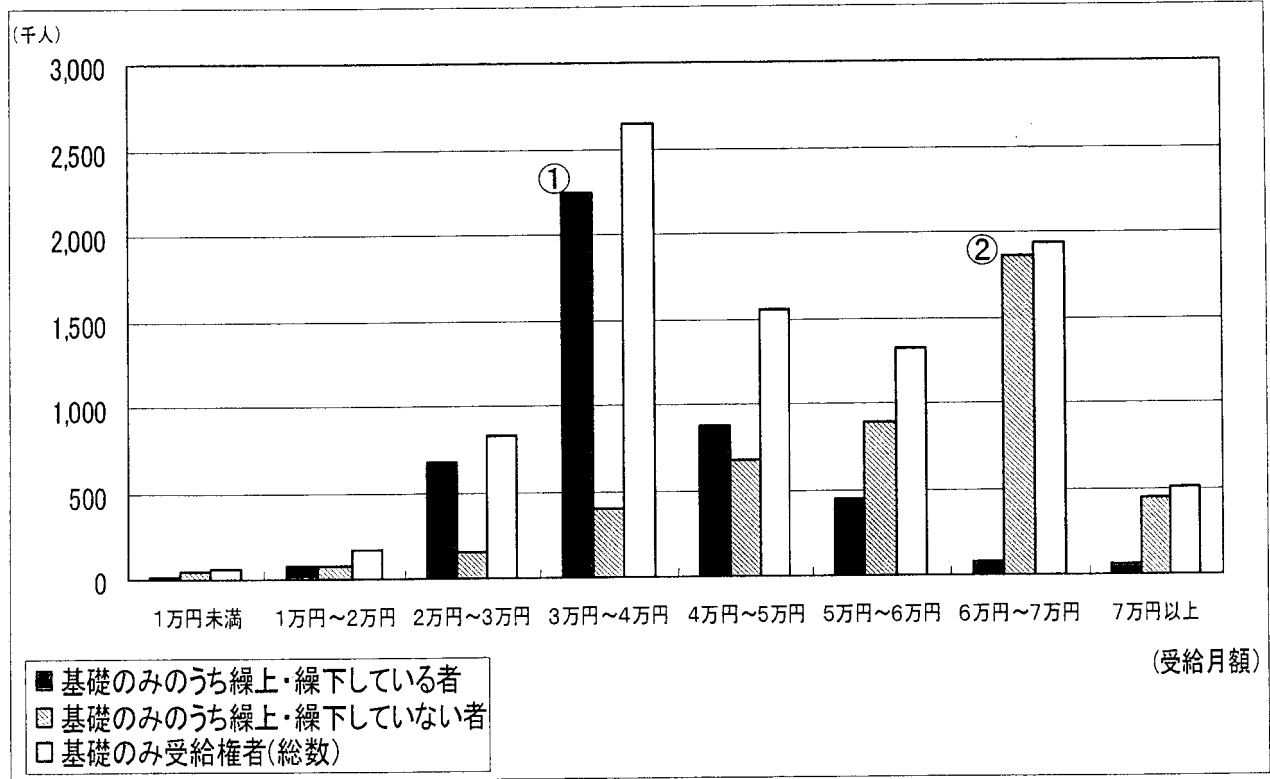


\* 2 厚生年金保険の受給権を有しない者の基礎年金及び旧国民年金老齢年金(5年年金を除く。)

【資料出所】  
社会保険庁事業年報

## 繰上げ受給等を行っている場合とそうでない場合との年金額の分布

- 基礎年金のみの受給権者の年金額分布をみると、繰上げ受給等を行っている者が最も多いのは3～4万円(①)であり、繰上げ受給等を行っていない者では6～7万円(②)となっている。
- 繰上げ受給者の請求時の年齢は、60歳が最も割合が高く、繰上げ受給者全体の約6割。



【資料出所】  
 社会保険庁事業年報(平成17年度)  
 に基づき作成

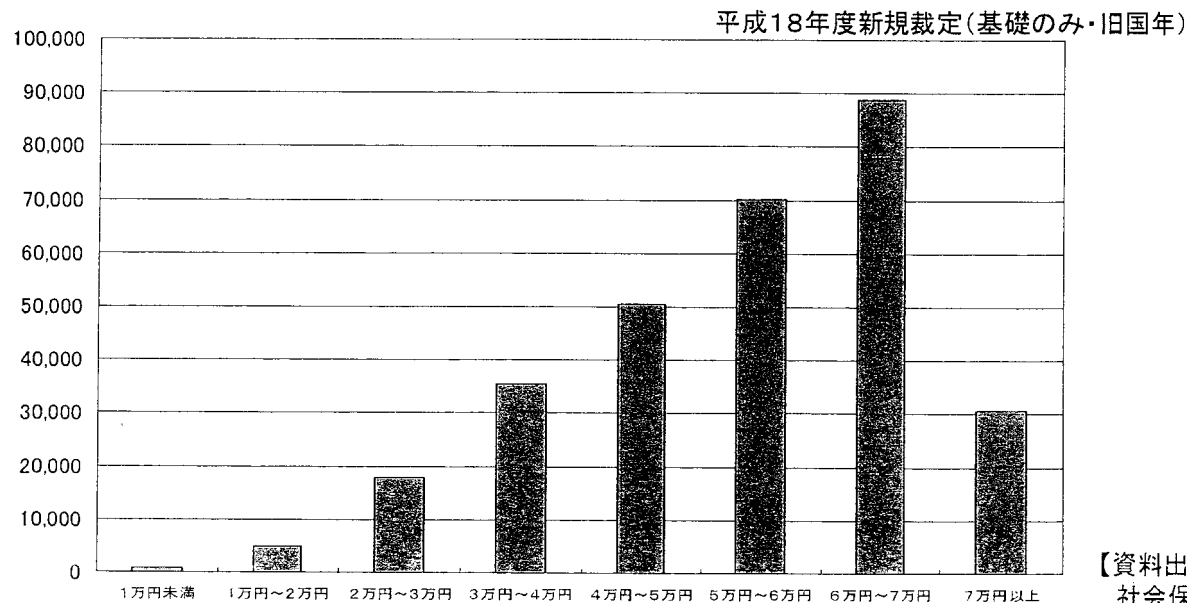
### 《繰上げ受給者の請求時年齢の構成(平成17年度末現在)》

総数	60歳		61歳		62歳		63歳		64歳	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
4,409,316	2,515,096	57.0%	687,560	15.6%	422,495	9.6%	579,086	13.1%	205,079	4.7%



○ 基礎のみ・旧国年の新規裁定者で見た場合には、6～7万円が最も多く、次いで5～6万円が多くなっている。

	総 数				基礎のみ・旧国年（再掲）			
	合計	(割合)	男子	女子	合計	(割合)	男子	女子
合 計	355,714	100.0%	92,326	263,388	298,993	100.0%	75,942	223,051
万円以上 万円未満								
～ 12	2,324	0.7%	211	2,113	792	0.3%	102	690
12 ～ 24	7,193	2.0%	1,918	5,275	4,746	1.6%	857	3,889
24 ～ 36	24,226	6.8%	6,477	17,749	17,868	6.0%	3,015	14,853
36 ～ 48	44,058	12.4%	6,032	38,026	35,577	11.9%	4,234	31,343
48 ～ 60	59,419	16.7%	13,584	45,835	50,572	16.9%	11,556	39,016
60 ～ 72	81,251	22.8%	17,711	63,540	70,161	23.5%	15,870	54,291
72 ～ 84	102,419	28.8%	38,240	64,179	88,723	29.7%	32,938	55,785
84 ～	34,824	9.8%	8,153	26,671	30,554	10.2%	23,184	
平均 (円)	635,367		665,565	624,781	645,921		688,175	631,534

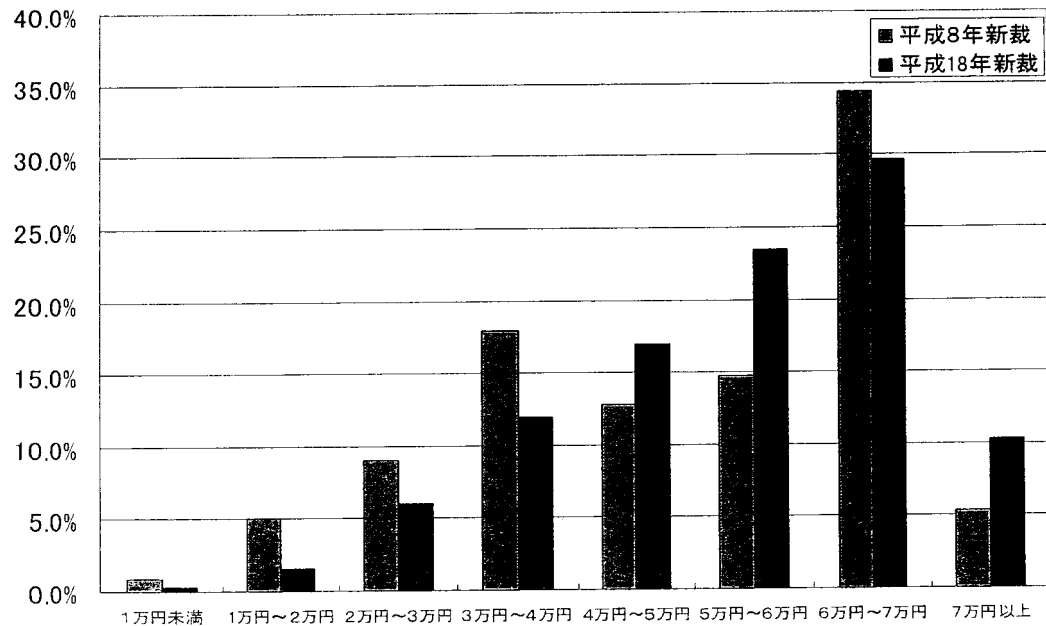


【資料出所】  
社会保険事業の概況(平成18年度)

○ 平成8年度(基礎のみ・旧国年)と平成18年度(基礎のみ・旧国年)を比較すると、平成18年度では、3～4万円の割合が減少し、5～6万円の割合が増加している。

	平成8年新裁	平成18年新裁
1万円未満	0.8%	0.3%
1万円～2万円	5.0%	1.6%
2万円～3万円	9.0%	6.0%
3万円～4万円	17.9%	11.9%
4万円～5万円	12.8%	16.9%
5万円～6万円	14.7%	23.5%
6万円～7万円	34.4%	29.7%
7万円以上	5.3%	10.2%
計	100.0%	100.0%

平成8年(新規裁定)と平成18年(新規裁定)の年金額階級の割合の比較



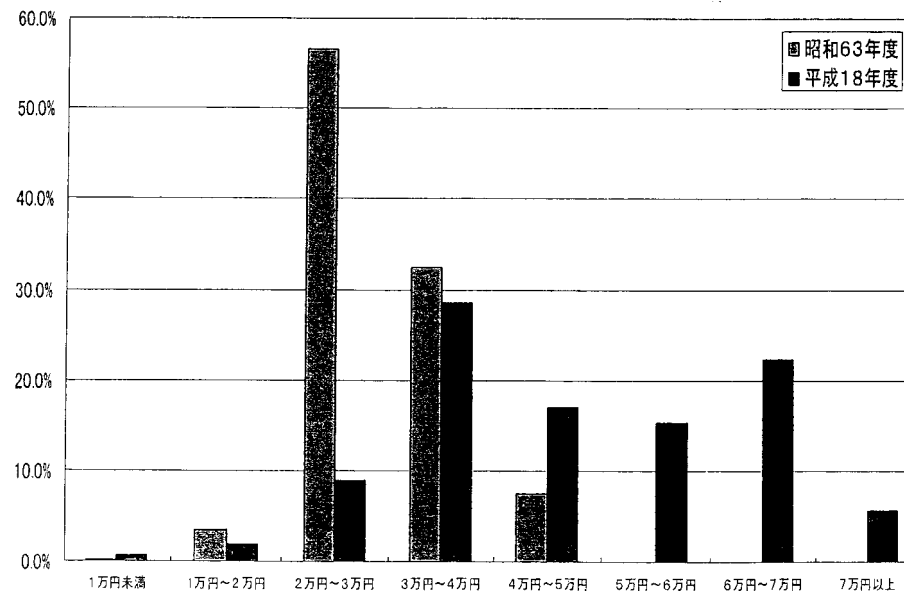
【資料出所】

社会保険庁事業年報(平成8年度)  
社会保険事業の概況(平成18年度)

○ 時点が異なるため、一概には比較できないが、昭和63年度末現在(基礎のみ・旧国年)と平成18年度末現在(基礎のみ・旧国年)をみた場合、平成18年度において、低年金の割合が低い。

	昭和63年度	平成18年度
1万円未満	0.1%	0.6%
1万円～2万円	3.4%	1.8%
2万円～3万円	56.6%	9.0%
3万円～4万円	32.4%	28.5%
4万円～5万円	7.5%	16.9%
5万円～6万円	—	15.3%
6万円～7万円	—	22.3%
7万円以上	—	5.6%
計	100.0%	100.0%

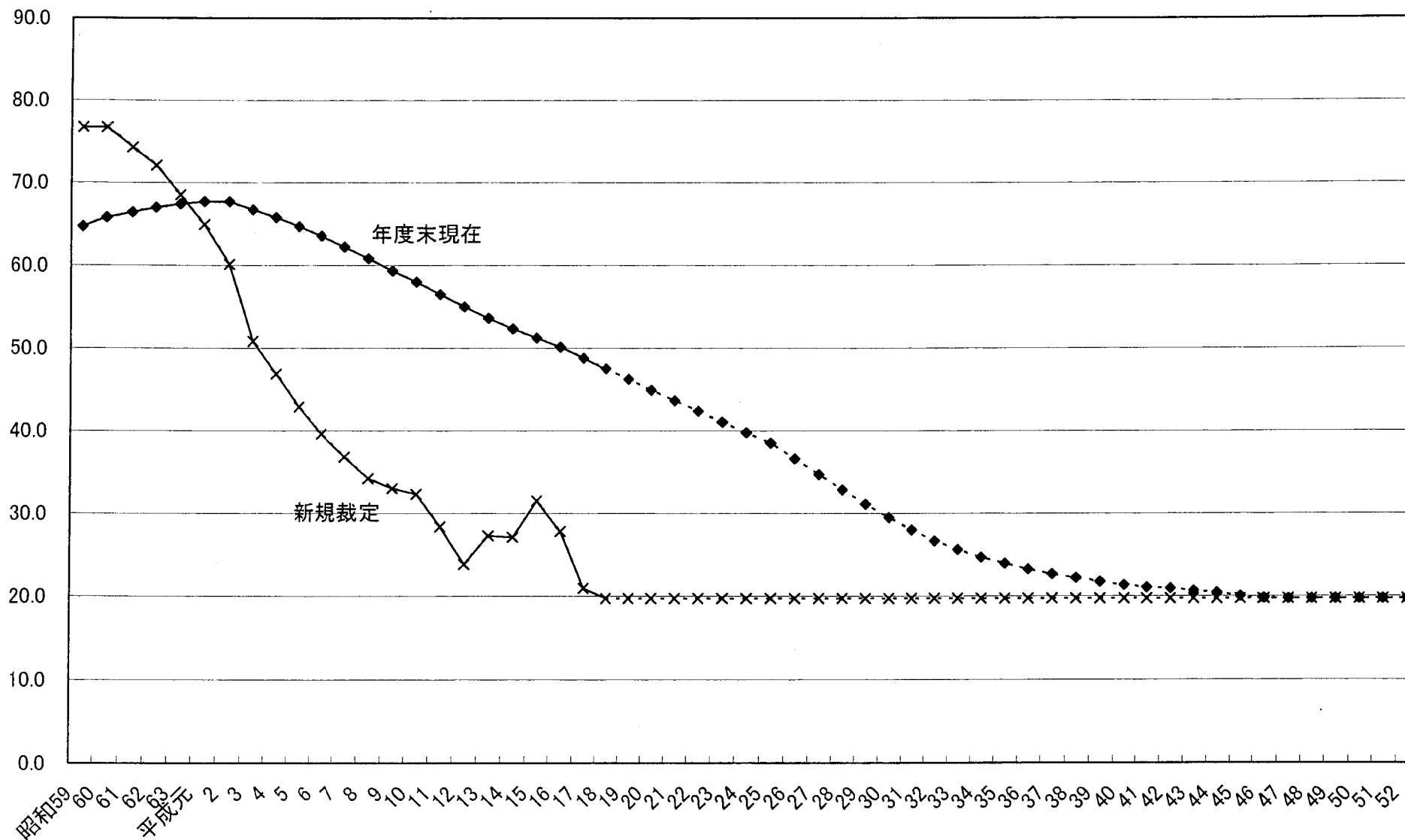
63年度末現在(旧法拠出+基礎)と平成18年度末現在(基礎のみ・旧国年)の比較



【資料出所】

社会保険庁事業年報(昭和63年度)  
社会保険事業の概況(平成18年度)

### 国民年金 老齢年金繰上げ受給率の推移及び見通し



(注) 平成19年度以降は、新規裁定分を19.7%で一定とし、年度末分については過去30年間(ほぼ60歳女性の平均余命に相当)の新規裁定分の平均値に等しくすると仮定して推計。